

番 号 : 131361

国 名 : 北米・中南米地域

担当部署 : 産業開発・公共政策部産業・貿易第二課

案 件 名 : 平成25年度品質・生産性向上分野技術協力プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年3月上旬から2014年5月上旬まで
- (2) 業務M/M :
国内 0.50M/M、現地 0.80M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
3日	24日	7日

3 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月19日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
又は調達部受付 (JICA本部1階) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約単独型のみ) から、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細についてはJICAウェブサイト (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ア 業務実施の基本方針 8点
 - イ 業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ア 類似業務の経験 45点
 - イ 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ウ 語学力 18点
 - エ その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ドミニカ共和国・パナマ／全途上国
語学の種類	英語

5 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6 業務の背景

コスタリカ中米域内産業技術育成センター（CEFOP）は、中米・カリブ域内の経済発展に向けた開発ニーズに応えるべく、1989年度の無償資金援助として建設され、93年3月に竣工した。併せてCEFOPに対し、センターの運営に必要な技術移転のため、これまで3度にわたり技術協力プロジェクトが実施された。

直近に実施された（2009年7月～2013年7月）「中小企業の生産性品質向上に係るファシリテーターの能力向上プロジェクト」（以下、前プロジェクト）では、これまでCEFOPが日本の協力で身につけた知識と能力を活かして、CEFOPで養成されたコンサルタントが、中米・カリブ地域各国（ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）における中小企業の品質・生産性向上支援を担う人材を「ファシリテーター」として育成することに焦点を置いた。

前プロジェクトを通じて、一定数のファシリテーターが各国に養成されたとはいえ、品質・生産性向上に向けた技術指導に対する需要は増大する一方、各国におけるファシリテーターとなりうる中小企業支援人材は質、量ともに不足しており、需要に応えきれていないのが現状である。加えて、各国においては、ファシリテーターを自ら継続的に育成していくためのノウハウがないことに加え、安定的なファシリテーターの活動のための体制が整備されていない状況である。

このような状況を受け、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、パナマの6か国から品質・生産性向上にかかる中小企業支援人材育成のためのプロジェクトがそれぞれ要請された。これらは6か国から個別のプロジェクトとして要請されているが、各国に共通していることとして、CEFOPのコンサルタントの活用が想定されており、CEFOPコンサルタントが有する知見の技術移転を通じて各国のファシリテーターを養成しようとするものである。

これらの要請を受けてJICAは、6か国から要請されたプロジェクトのうち、ドミニカ共和国「中小企業品質生産性向上プロジェクト」及びパナマ国「継続的な品質・生産性向上を通じた中小零細企業の能力強化プロジェクト」（以下、各国それぞれのプロジェクトを「本プロジェクト」という）を対象とし、2013年10月に事前調査を実施し、相手国関係機関とそれぞれのプロジェクト実施に向けた協議を行った。

ドミニカ共和国では、職業訓練機構（INFOTEP）が本プロジェクトの実施機関となり、

INFOTEPに所属するアドバイザーと呼ばれる企業支援に従事する者をファシリテーター候補者として養成の対象とすることを考えている。研修は座学研修と企業での現場研修からなり、現場研修を実施する企業の選定にあたっては、同国内の各種経済団体と連携し、団体の会員企業から選定することを検討している。

パナマでは、中小企業振興庁（AMPYME）が中核となり、農牧省や商工省といった他の政府機関、大学、各種経済団体を参画させ、これら機関の中からファシリテーター候補者を選定のうえ、養成研修を実施する予定である。

本詳細計画策定調査では、事前調査の結果を踏まえ、ドミニカ、パナマ両国においてそれぞれのプロジェクトの要請の背景、内容を確認し、実施機関との協議を経て協力計画を策定しプロジェクトの内容について基本合意を得るとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」（<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/pdf/guideline.pdf>）に沿って担当分野に係る以下の業務を行う。また、総括及び他の調査団員として派遣される JICA 職員と協議しつつ、調査の取りまとめに協力する。

具体的な担当事項は以下のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014年3月上旬～中旬）

- ア 要請背景及び内容を把握する（関連報告書等による情報収集や分析）。
- イ 現地調査で相手国関係機関及び他ドナーから収集すべき内容を検討する。
- ウ 担当分野に係る調査計画及び方針案を検討する。
- エ 相手国関係機関、他ドナー等に対する質問票案（英文）を作成する。
- オ 技術協力事業合意文書案（R/D(案)）（英文）及び事業事前評価表案を検討する。これら文書には、事業実施に必要となる協力の枠組み（プロジェクト目標、上位目標、成果、活動、投入等）を明記すること。なお、案件が小規模であることから、PDM(案)、P0(案)の要否は、相手国との協議を踏まえ決定することとする。
- カ 調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2014年3月中旬～4月上旬）

- ア JICA ドミニカ共和国事務所及びパナマ支所（以下、JICA 事務所等）との打合せに参加する。
- イ 相手国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ウ 担当分野に係る以下の情報及び資料を収集し、現状を把握する。
 - （ア）相手国実施機関の中小企業振興に係る中長期計画における本プロジェクトの位置づけ
 - （イ）相手国実施機関の中小企業振興、とりわけ個別の中小企業に対する品質・

- 生産性向上支援のための実施体制（組織・予算・他政府機関との関係等）
- (ウ) 相手国における品質・生産性向上に向けた人材育成のための官民連携体制の状況
 - (エ) 相手国の各経済団体や民間コンサルタントも含めた中小企業支援の各種サービスの提供状況
 - (オ) 相手国における他ドナーの民間セクター開発分野、とりわけ中小企業振興分野に係る援助動向
 - (カ) 相手国における中小企業の支援ニーズ及び実際に支援を受けている企業の状況（業種・レベル）
- エ 調査結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、R/D 案（英文）の修正に協力する。
- オ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- カ 現地調査結果の JICA 事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2014 年 4 月中旬～下旬）
- ア 事業事前評価表案の作成に協力する。
 - イ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ウ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案を作成する。
 - エ 詳細計画策定調査報告書のとりまとめに協力する。

8 成果品等

本契約における成果品は、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案とし、電子データをもって提出することとする。

9 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。

なお、航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAから別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載すること）。

10 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

ア 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2014年3月12日～2014年4月4日を予定しており、ドミニカ共和国、パナマの順に調査を実施する。

なお、本業務従事者は、JICA職員の調査団員に3日間先行して調査を開始する予定。

イ 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- (ア) 総括 (JICA)
- (イ) 協力企画 (JICA)
- (ウ) 評価分析 (コンサルタント)

ウ 便宜供与内容

JICA事務所等による便宜供与事項は以下のとおり。

- (ア) 空港送迎
あり
- (イ) 宿舎手配
あり
- (ウ) 車両借上
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員と同乗)
- (エ) 通訳傭上
あり (西語－英語)
- (オ) 現地日程のアレンジ
現地調査に係るアポイントメントの取り付け
- (カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部産業・貿易第二課 (TEL: 03-5226-8062) にて配布する。

- ア 前プロジェクト終了時評価報告書
- イ 前プロジェクト専門家業務完了報告書
- ウ 本プロジェクトに係るドミニカ共和国及びパナマからの要請書
- エ 2013年10月に実施された事前調査に係る報告資料

(3) その他

- ア 本業務従事者は語学力 (西語) 及び中小企業振興に係る業務の経験を有する者が望ましい。
- イ 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

以上